



2020年7月20日

各位

会社名 サン電子株式会社
代表者名 代表取締役社長 木村 好己
(コード番号 6736 東証 JASDAQ)
問合せ先 取締役 内海 龍輔
電話 052-756-5981

株主による新株発行差止等仮処分の申立てに関するお知らせ

当社が2019年12月20日開催の取締役会において決議いたしました第三者割当による新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行について、以下のとおり、当社の株主から当該新株予約権の権利行使による新株式発行の差止め等請求に係る仮処分の申立て(以下、「本申立て」という。)がなされ、申立書を本日受領いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 差止め請求に至った経緯

当社が2019年12月20日付「第三者割当により発行される第8回新株予約権及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の募集に関するお知らせ」のとおり発行した新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債についての新株予約権の権利行使による新株式発行に対し、下記当社株主が名古屋地方裁判所一宮支部に本申立てを行い、本日、当該裁判所からの申立書を受領いたしました。

2. 仮処分の申立てをした株主の概要

(1)	名称	OASIS INVESTMENTS II MASTER FUND LTD.
(2)	所在地	ケイマン諸島,KY-1-1104,グランド・ケイマン,ウグランド・ハウス,私書箱309,メイプルズ・コーポレート・サービス・リミテッド
(3)	代表者の役職・氏名	ディレクター フィリップ・メイヤー
(4)	所有株式数(所有比率)	678,220株 (所有比率:3.0%) (2020年3月31日現在)

3. 本申立てがあった年月日

2020年7月10日

4. 本申立ての内容

(1)本申立てがなされた裁判所 名古屋地方裁判所一宮支部

(2)本申立ての対象

第8回新株予約権の行使に応じてする新株の発行

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の行使に応じてする新株の発行

(3)本申立ての理由

2019年12月20日開催の当社取締役会において決議された第三者割当による新株式の発行につき、著しく不公正な方法による発行に該当するため。

5. 今後の見通し

本申立ての内容につきましては、現在精査中であり、動向につきましては適時開示して参ります。

以上